平成16年度友の会活動

1. 諸会議

(1) 理事会

平成16年5月29日(土)

静岡県立美術館 会議室

- ·平成15年度事業報告、決算報告
- ·平成16年度事業計画、予算案
- ・役員の改選
- (2) 代議員会

平成16年5月29日(土)

静岡県立美術館 講座室

- ·平成15年度事業報告、決算報告
- ·平成16年度事業計画、予算案
- ・役員の改選
- (3) 事業委員会

静岡県立美術館 会議室 12回開催

(4) 会報委員会

静岡県立美術館 会議室 20回開催

(5) ワーキンググループ

静岡県立美術館 会議室 3回開催

2. 実技講座

(1) 長岡先生に学ぶアクリル絵の具による絵画制作 平成16年7月3日(土)、7月4日(日)

静岡県立美術館 実技室

- · 講 師 長岡 宏 氏(静岡大学名誉教授)
- · 受講者 21名(会員15名 一般6名)
- (2) トールペイティング教室

平成16年10月30日(土)、10月31日(日)

静岡県立美術館 実技室

- · 講 師 植田 靖子 氏
- 受講者 14名(会員13名 一般1名)

3. 講演会等の開催

(1) 新収蔵品展 フロアレクチャー

平成16年4月6日(火)

- · 受講者 22名
- (2) 日本画をじかに見る

平成16年11月21日(日) 静岡県立美術館 講座室

- ·講 師 飯田真主任学芸員、山下善也主任学芸員、 森充代学芸員
- · 受講者 20名(会員20名)

4. 研修旅行

- (1) ポーラ美術館とヴァンジ彫刻庭園美術館 平成16年5月11日(火) 参加者 40名
- · 随行学芸員:新田 建史 氏
- ・見学先:ポーラ美術館、ヴァンジ彫刻庭園美術館
- (2) 京都旅行

平成16年11月11日(木)~12日(金) 1泊2日 ※参加者不足の為、中止。

(3) よこはまみなとみらい21

横浜美術館

平成17年3月5日(土)

※参加者不足の為、中止。

5. 美術館主催の展覧会・講座等の後援

(1) 美術館学校連携普及事業の委託 粘土ワークショップのコーディネーター1名・ 助手2名の雇用と給与支払事務等 (平成16年5月1日~12月31日 60回開催)

6. 情報資料の作成と提供

- (1) 友の会だより「プロムナード」の発行 年3回
 - ·第54号 平成16年7月20日 1,200部発行 アトリエ訪問 鈴木まもる氏(画家・鳥の巣 研究家·絵本作家)
 - · 第55号 平成16年12月15日 1,200部発行 アトリエ訪問 清水九兵衛氏(彫刻家)
 - ·第56号 平成17年3月15日 1,200部発行 アトリエ訪問 中谷 聡氏(第17回富嶽ビエ ンナーレ大賞受賞者)
- (2) 美術館ニュース「アマリリス」の配布 年4回
 - · No.73 平成16年4月1日 発行
 - · No.74 平成16年7月1日 発行
 - · No.75 平成16年10月1日 発行
 - · No.76 平成17年1月1日 発行

7. その他の事業

- ・館内ミュージアムショップ前掲示板(友の会から のお知らせ)で情報掲示
- ・美術館友の会会員の入会勧誘(よみがえる中国歴 代王朝展会期中チラシ配布)

■静岡県立美術館友の会会則

制定 昭和61年5月25日 改正 平成13年6月 2日

(名称)

第1条 この会は、「静岡県立美術館友の会」(以下 「本会」という。)という。

(事務所)

- 第2条 本会の事務所は、静岡県立美術館内に置く。 (目的)
- 第3条 本会は、美術を愛好する人たちの集まりであ り、静岡県立美術館の活動を後援することに より、本県の芸術文化の普及及び振興を図る とともに、美術を通じて教養を豊かにし、会 員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を 行う。
 - (1) 講演会・講座・コンサート・映画会等の開催 及び後援
 - (2) 会報の発行
 - (3) 鑑賞会及び研修旅行の開催
 - (4) 出版事業
 - (5) 静岡県立美術館が行う事業への協力・後援
 - (6) その他必要な事業

(会員の種類及び特典)

- 第5条 本会の会員は、一般会員、シニア会員、特別 会員及び賛助会員とする。
 - (1) 70歳以上の会員は、一般会員、シニア会員、 特別会員のいずれかを選択する。
 - (2) 会員資格の有効期限中における会員の種類の 変更は、行わない。
- 2 会員は、所定の方法により本会が別表1に定める 特典を受けることができる。

(会員の資格)

- 第6条 会員とは本会の主旨に賛同し、所定の入会申 込みの手続きを行い、会費を納めた者をいう。
- 2 会員資格の有効期限は1年とする。ただし、会員 から退会の申し出がない限り、さらに1年延長す るものとし、その後も同様とする。

(年会費)

- 第7条 本会の年会費は、別表2のとおりとする。な お、納入された年会費は理由の如何を問わず、 返還しない。
- 2 見学、実習などの参加者は、別に実費を負担する ものとする。

(届出事項)

- 第8条 会員は、住所、氏名、電話番号、口座番号等 の届出事項に変更があった場合は、直ちに本 会に報告し、変更手続きを行う。
- 2 前項の報告がないために生じた会員の不利益又は 損害については、本会は一切の責任を負わない。

(会員証)

- 第9条 本会は、会員資格取得者に対し、会員証を発 行する。
- 2 会員証には、クレジット機能はない。
- 3 会員証を譲渡又は貸与することはできない。

(会員証の紛失、盗難)

- 第10条 会員は、会員証を紛失又は盗まれたときは、 直ちに本会に届け出る。
- 2 本会は、会員証の紛失、盗難その他の事由により 生じた会員本人の不利益又は損害については、一 切の責任を負わない。

(退会)

- 第11条 会員は、申し出によりいつでも退会すること ができる。
- 2 前項により退会する場合は、会員有効期限の2か 月前までに、本会に申し出を行う。

(組織)

第12条 本会に代議員会と理事会を置く。

(役員)

- 第13条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 代議員 30名以内
 - (4) 理 事 15名以内
 - (5) 監事 2名
- 2 代議員及び理事は、会員の中から代議員会におい て選任する。
- 3 監事は、代議員会で選任する。
- 4 会長は、代議員の互選とし、副会長及び事務局長 は代議員の同意を得て、会長が任命する。

(役員の職務)

- 第14条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あると きは、会長があらかじめ指定した副会長が、 その職務を代理する。
 - (3) 代議員は、付議された事項の審議、決定を行
 - (4) 理事は、会の運営を行う。

(5) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、静岡県立美術館長をもって充てる。 (役員の任期)

第16条 役員の任期は、二年とする。ただし、再任を 妨げない。

(会議)

- 第17条 本会の会議は、代議員会と理事会とし、会長、 副会長及び理事並びに代議員の出席により開 催する。ただし、特別の事情がある場合には、 代理者が出席することができる。
- 2 代議員会は、すべての役員で構成され、毎年1回 会長が召集し、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改正
- 3 理事会は、会長、副会長及び理事で構成され、次 の事項を審議する。
 - (1) 代議員会に付議する事項
 - (2) その他会長が必要と認める事項

(議決)

第18条 代議員会の議事は、出席した役員(代理者も 含む)の過半数でこれを決し、可否同数のと きは、議長が決する。

(専決処分)

- 第19条 会長は、会議を召集することが困難と認める ときは、第17条第2項及び第3項に掲げる事項 について、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の会議において報告しなければならない。 (専門委員会)
- 第20条 本会に事業計画の策定や具体的な企画等の検 討を目的とした事業委員会と会報委員会を置く。 (事務局)

第21条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置くことができる。
- 3 会長は、代議員の同意を得て、事務局長を理事と することができる。
- 4 事務局に事務職員を置く。

(財務)

- 第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充 てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の 3月31日に終わる。

(補則)

第23条 この会則に定めるもののほか、会の運営等に 関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

別表1 (第5条第2項関係)会員の特典

会員の種類 特典の種類	一般会員	シニア会員	特別会員
①県立美術館主催の企画展招待券5枚	0		0
②会員証提示により、収蔵品展・ロダン館が、何度でも観覧可能	0		○ (同伴4名まで)
③会員証提示により、県立美術館主催の企画展が、何度でも団体 料金で観覧可能	0		○ (同伴4名まで)
④友の会だより「プロムナード」(年3回)、美術館ニュース「アマリリス」(年4回)、その他、各種情報を郵送	0	0	0
⑤研修旅行(美術館めぐり)、各種講座等友の会主催の事業に参加 可能	0	0	○ (同伴1名まで)
⑥会員証提示により、県立美術館内レストラン「エスタ」の飲食 料金が会員本人のみ1割引	0	0	0
⑦会員証提示により、県立美術館内のブックショップの利用補助	0	0	0
⑧県立美術館主催の企画展オープニングセレモニー御招待			○ (同伴1名まで)

(注)○印は、特典を受けることができることを示す。

別表2 (第7条関係)年会費

会員区分	年 会 費	備考
一般会員	(1名) 5,000円	
シニア会員	(1名) 2,000円	70歳以上で、選択した人
特別会員	(1口) 10,000円	
賛 助 会 員	申し出のあった額	